

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（北陸新幹線の敦賀延伸等に伴う改正）

現 行	改 正
<p>(前略)</p> <p>(東北新幹線、北陸新幹線、九州新幹線、北海道新幹線及び西九州新幹線に対する取扱い)</p> <p>第 16 条の 4 東北新幹線盛岡・新青森間、北陸新幹線高崎・<u>金沢</u>間、九州新幹線新八代・川内間、北海道新幹線新青森・新函館北斗間及び西九州新幹線武雄温泉・諫早間については、単一の線路として旅客の取扱いをする。</p> <p>(中略)</p> <p>(割引乗車券類等の発売の制限)</p> <p>第 23 条の 3 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券、<u>第 57 条の 2 に規定する乗継急行券又は第 61 条の 2 に規定する乗継座席指定券</u>は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限って発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(急行券の発売)</p> <p>第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第 13 条第 3 項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(ニ) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が別表第 1 号の 2 に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座</p>	<p>(前略)</p> <p>(東北新幹線、北陸新幹線、九州新幹線、北海道新幹線及び西九州新幹線に対する取扱い)</p> <p>第 16 条の 4 東北新幹線盛岡・新青森間、北陸新幹線高崎・<u>敦賀</u>間、九州新幹線新八代・川内間、北海道新幹線新青森・新函館北斗間及び西九州新幹線武雄温泉・諫早間については、単一の線路として旅客の取扱いをする。</p> <p>(中略)</p> <p>(割引乗車券類等の発売の制限)</p> <p>第 23 条の 3 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限って発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(急行券の発売)</p> <p>第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第 13 条第 3 項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(ニ) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が別表第 1 号の 2 に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座</p>

現 行	改 正
<p>席を使用できない場合であっても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。</p> <p>(中略)</p> <p>ニ 特定特急券</p> <p>次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席(自由席のない列車にあっては、指定席)を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、(イ)の j に定める区間にあっては、乗車する日、特別車両以外の座席車及び座席を指定して発売することがある。</p> <p>(イ) 新幹線</p> <p>a 隣接駅間(九州新幹線及び郡山・福島間を除く。)及び以下の区間</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の急行券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・<u>金沢</u>間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠(宇都宮方面)の新幹線停車駅と熊谷以遠(本庄早稲田方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠(越後湯沢方面)の新幹線停車駅と安中榛名以遠(軽井沢方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p>(中略)</p>	<p>席を使用できない場合であっても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。</p> <p><u>(ホ) 別に定めるところにより、複数の座席を一つの区画とし、区画単位で指定席特急券を発売することがある。この場合、当該区画の設備定員と同一の人員(当社が特に認める場合を除く。)が乗車し、かつ、乗車旅客の全員が当該区画を同一区間乗車するときに限る。</u></p> <p>(中略)</p> <p>ニ 特定特急券</p> <p>次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席(自由席のない列車にあっては、指定席)を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、(イ)の j に定める区間にあっては、乗車する日、特別車両以外の座席車及び座席を指定して発売することがある。</p> <p>(イ) 新幹線</p> <p>a 隣接駅間(九州新幹線、郡山・福島間及び<u>越前たけふ・敦賀</u>間を除く。)及び以下の区間</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の急行券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・<u>敦賀</u>間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠(宇都宮方面)の新幹線停車駅と熊谷以遠(本庄早稲田方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠(越後湯沢方面)の新幹線停車駅と安中榛名以遠(軽井沢方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p>(中略)</p>

現 行	改 正
<p>9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は次の各号に掲げる一部区間を普通列車として運転する急行列車の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1個の列車とみなして、1枚の急行券を発売することがある。</p> <p>(1) 宮崎・宮崎空港間を普通列車として運転する特別急行列車にちりん号、にちりんシーガイア号、ひゅうが号、きりしま号及び海幸山幸号。</p> <p><u>(2) 人吉・吉松間を普通列車として運転する特別急行列車いさぶろう号及びしんぺい号。</u></p> <p>(3) 吉塚・博多間を普通列車として運転する特別急行列車かささぎ号。</p> <p>(4) 早岐・佐世保間を普通列車として運転する特別急行列車みどり号。</p> <p>(5) 前各号以外で、旅客鉄道会社が特に定めた一部区間を普通列車として運転する急行列車。</p> <p>10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のかつこ内の駅発又は着となる場合に限り、指定席特急券を発売する。</p> <p>(1) 予讃線松山・八幡浜間 (松山)</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>(3) 土讃線高知・窪川間 (高知)</p> <p><u>(乗継急行券の発売)</u></p> <p>第57条の2 <u>旅客が、急行列車相互間に乗継ぎをする場合で、次の各号に該当するとき (以下「乗継条件」という。) は、第1号に規定する○印の1個の急行列車に対して割引の急行券を発売する。ただし、設備定員が複数の寝台個室及び別</u></p>	<p>9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は次の各号に掲げる一部区間を普通列車として運転する急行列車の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1個の列車とみなして、1枚の急行券を発売することがある。</p> <p>(1) 宮崎・宮崎空港間を普通列車として運転する特別急行列車にちりん号、にちりんシーガイア号、ひゅうが号、きりしま号及び海幸山幸号。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(2) 吉塚・博多間を普通列車として運転する特別急行列車かささぎ号。</p> <p>(3) 早岐・佐世保間を普通列車として運転する特別急行列車みどり号。</p> <p>(4) 前各号以外で、旅客鉄道会社が特に定めた一部区間を普通列車として運転する急行列車。</p> <p>10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のかつこ内の駅発又は着となる場合に限り、指定席特急券を発売する。</p> <p>(1) 予讃線松山・八幡浜間 (松山)</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>(3) 土讃線高知・窪川間 (高知)</p> <p><u>11 北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第1項第1号イの(イ)の指定席特急券を発売する場合は、自由席特急券に別に定める指定料金券を添付し、指定席特急券として発売することがある。ただし、当該取扱いは、北海道旅客鉄道会社線内、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。</u></p> <p>第57条の2 <u>削除</u></p>

現 行

改 正

に定める特別急行列車の個室に乗車する場合に発売する特別急行券については、割引の取扱いをしない。

(1) 次に掲げる急行列車相互間について、それぞれに定める乗継駅において直接乗継ぎをする場合(同一の急行列車を先乗列車及び後乗列車として直接乗継ぎをする場合を含む。)

急行列車	乗継駅
<p><u>新幹線の特別急行列車</u>  <u>○その他の各線区の急行列車</u>  <u>ただし、次に掲げる急行列車を除く。</u>  <u>イ 奥羽本線を経由する急行列車(新青森・青森間のみを乗車する場合に限る。)</u>  <u>ロ 特別急行列車踊り子号</u>  <u>ハ 特別急行列車サフィール踊り子号</u>  <u>ニ 特別急行列車湘南号</u>  <u>ホ 特別急行列車WEST EXPRESS 銀河号</u></p>	<p><u>東海道本線(新幹線)中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線(新幹線)中新神戸・相生間各駅、新青森駅、長岡駅、新潟駅、長野駅、金沢駅、新函館北斗駅、大阪駅(新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。)、直江津駅(上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乗車し、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。)</u>  <u>又は津幡駅(金沢駅に直通して運転する急行列車に乗車し、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。)</u></p>

(2) 乗継ぎをする後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日又は翌日である場合。ただし、前号の場合で、新幹線の特別急行列車を先乗列車とするときは、後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日である場合に限る。

(3) 当該乗車に必要な乗車券及び急行券を同時に購入し、又は当該乗車に必要な乗車券を呈示して、先乗列車及び後乗列車の急行券を同時に購入し、これに相当の証明を受けた場合。

(特定の特別急行券の発売)

(特定の特別急行券の発売)

現 行	改 正
<p>第 57 条の 3 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第 125 条第 1 項第 1 号ロの(イ)の d の(b)の①及び(ハ)の b に定める列車に乗車する場合並びに別表第 1 号の 2 <u>第 1 項</u>に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の鹿児島本線（新幹線）及び九州新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。</p> <p>イ ロ以外の場合</p> <p>(中略)</p> <p>ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合<u>並びに</u>東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき</p> <p>イ ロ以外の場合</p> <p>(中略)</p> <p>ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車場合<u>並びに</u>東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列</p>	<p>第 57 条の 3 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第 125 条第 1 項第 1 号ロの(イ)の d の(b)の①及び(ハ)の b に定める列車に乗車場合並びに別表第 1 号の 2 に定める列車群に含まれる列車に乗車場合を除く。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の鹿児島本線（新幹線）及び九州新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車場合を除く。</p> <p>イ ロ以外の場合</p> <p>(中略)</p> <p>ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車場合、<u>東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車場合を除く。）並びに第 8 項の各号に掲げる列車に乗車場合（同項の規定により特定の特別急行料金によって特別急行券を発売する場合を含む。）</u></p> <p>(中略)</p> <p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき</p> <p>イ ロ以外の場合</p> <p>(中略)</p> <p>ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車場合、<u>東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車</u></p>

現 行	改 正
<p>車に乗車する場合を除く。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき</p> <p>イ ロ以外の場合</p> <p>(中略)</p> <p>ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合<u>並びに</u>東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）</p> <p>(中略)</p> <p>7 旅客が、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間に運転する特別急行列車（36ふらす3号を除く。）と新幹線の特別急行列車とを武雄温泉駅において出場しないで乗継ぎをする場合（接続のために一時出場する場合を含む。）は、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間の1個の特別急行列車及び新幹線の特別急行列車に対して、第57条第1項の規定にかかわらず1個の急行列車とみなして、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p>	<p>に乗車する場合を除く。）<u>並びに第8項の各号に掲げる列車に乗車する場合（同項の規定により特定の特別急行料金によって特別急行券を発売する場合を含む。）</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき</p> <p>イ ロ以外の場合</p> <p>(中略)</p> <p>ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車場合、<u>東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）並びに第8項の各号に掲げる列車に乗車場合（同項の規定により特定の特別急行料金によって特別急行券を発売する場合を含む。）</u></p> <p>(中略)</p> <p>7 旅客が、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間に運転する特別急行列車（36ふらす3号を除く。）と新幹線の特別急行列車とを武雄温泉駅において出場しないで乗継ぎをする場合（接続のために一時出場する場合を含む。）は、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間の1個の特別急行列車及び新幹線の特別急行列車に対して、第57条第1項の規定にかかわらず1個の急行列車とみなして、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p> <p><u>8 旅客が、北陸新幹線富山・越前たけふ間の新幹線停車駅と、新幹線以外の線区の特別急行列車の停車駅との相互間を、次の各号の1に該当する列車に乗車し敦賀駅で出場しないで乗継ぎをする場合は、新幹線と新幹線以外の線区とを通じた全区間（第57条第2項第1号の規定により2個以上の特別急行列車を乗り継ぐ場合を含む。）に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券又は自由席特急券を発売する。</u></p>

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特別車両券の発売)</p> <p>第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 特別車両券(A)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・<u>金沢</u>間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車の特別車両（個室を除く。）に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のかつこ内の駅発又は着となる場合に限り、特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 予讃線松山・八幡浜間（松山）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 土讃線高知・窪川間（高知）</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特別車両券の発売)</p> <p>第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 特別車両券(A)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・<u>敦賀</u>間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車の特別車両（個室を除く。）に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のかつこ内の駅発又は着となる場合に限り、特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 予讃線松山・八幡浜間（松山）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 土讃線高知・窪川間（高知）</p> <p><u>11 第 57 条の 3 第 8 項の規定により新幹線と新幹線以外の線区とを通じた全区間に対して発売する 1 枚の特別急行券と関連して特別車両券を発売する場合で、新</u></p>

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>(乗継座席指定券の発売)</u></p> <p><u>第 61 条の 2 旅客が、乗継条件に該当する場合は、第 57 条の 2 第 1 号に規定する</u> <u>○印の 1 個の普通急行列車に対して割引の座席指定券を発売する。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(割引の旅客運賃・料金)</p> <p>第 74 条の 2 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）又は小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合は、その合算額により計算する。以下この条において同じ。）を差し引いて、は数整理した額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>7 第 1 項の規定にかかわらず、東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・<u>金沢</u>間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券（第 58 条第 2 項第 1 号の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・上越妙高間及び上越妙高・<u>金沢</u>間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。</p>	<p><u>幹線（第 2 項第 1 号の規定により 2 個以上の特別急行列車を乗り継ぐ場合を含む。）及び新幹線以外の線区をそれぞれ特別車両に乗車するときは、当該特別車両利用区間に対して 1 枚の特別車両券を発売する。</u></p> <p><u>12 北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第 1 項第 1 号イの指定席特別車両券(A)を発売する場合は、自由席特急券に別に定めるグリーン料金券を添付して、指定席特別車両券(A)として発売することがある。ただし、当該取扱いは、北海道旅客鉄道会社線内、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(割引の旅客運賃・料金)</p> <p>第 74 条の 2 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）又は小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合は、その合算額により計算する。以下この条において同じ。）を差し引いて、は数整理した額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>7 第 1 項の規定にかかわらず、東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・<u>敦賀</u>間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券（第 58 条第 2 項第 1 号の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・上越妙高間及び上越妙高・<u>敦賀</u>間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。</p> <p><u>8 第 1 項の規定にかかわらず、第 58 条第 11 項の規定により新幹線と新幹線以外</u></p>



現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (㍀)、(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金</p> <p>    a b、c、d、e、f、g、h、<u>i 及び j</u> 以外の特別急行料金</p> <p>        (a) 指定席特急料金</p> <p>            ① ②以外の指定席特急料金</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>            ② 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>h 第57条の3第2項第8号に定める列車群に含まれる特別急行列車に</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (㍀)、(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金</p> <p>    a b、c、d、e、f、g、h <u>及び i</u> 以外の特別急行料金</p> <p>        (a) 指定席特急料金</p> <p>            ① ② <u>及び③</u> 以外の指定席特急料金</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>            ② 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>            ③ <u>第 57 条第 1 項第 1 号イの(ホ)の規定により発売する区画に対して適用する指定席特急料金</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>                <u>1人当りの料金は、①の(①)の表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ加算した額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>h 第57条の3第2項第8号に定める列車群に含まれる特別急行列車に</p>

現 行	改 正
<p>対して適用する特別急行料金</p> <p>(a) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 (中略)</p> <p>(f) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 (d) に定める料金とする。</p> <p><u>i 特別急行列車成田エクスプレス号に乗車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金</u></p> <p><u>(a) (b)以外の指定席特急料金</u> 1,290円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、1,090円とし、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、1,490円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,690円とする。</p> <p><u>(b) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u> (a)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</p> <p><u>j 奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券</u> (中略)</p>	<p>対して適用する特別急行料金</p> <p>(a) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 (中略)</p> <p>(f) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 (d) に定める料金とする。</p> <p><u>(g) 特別急行列車成田エクスプレス号に乗車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金</u> 旅客が列車に乗車する前に発売するものにあつては、760円とし、旅客が列車に乗車した後に車内で発売するものにあつては、1,020円とする。また、第57条の3第3項の規定により発売する場合は、230円とする。</p> <p><u>i 奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券</u> (中略)</p>

現 行	改 正
<p>ハ 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行料金 次に定める料金とする。ただし、別表第1号の7に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあっては、(イ)に定める指定席特急料金に500円を加算した額とする。</p> <p>(イ) 指定席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>(ハ) 特定特急料金 嬉野温泉を発又は着とする特定特急料金は、(イ)のaの表に定める料金から880円を低減した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(乗継急行券に対する急行料金)</u> 第126条の2 第57条の2の規定による乗継ぎをする場合の急行料金は、同条第1号に規定する○印の急行列車に対する第125条に規定する大人急行料金について5割引した額とする。</p>	<p>ハ 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行料金 次に定める料金とする。ただし、別表第1号の7に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあっては、(イ)に定める指定席特急料金に500円を加算した額とする。</p> <p>(イ) 指定席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>(ハ) 特定特急料金 嬉野温泉を発又は着とする特定特急料金は、(イ)のaの表に定める料金から880円を低減した額とする。</p> <p><u>ニ 第57条の3第8項の規定により発売する特別急行料金</u></p> <p><u>(イ) 指定席特急料金</u></p> <p><u>a b以外の指定席特急料金</u> <u>別表第2号クに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。</u></p> <p><u>b 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u> <u>aの規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u></p> <p><u>(ロ) 立席特急料金及び自由席特急料金</u> <u>別表第2号クに定める料金から530円を低減した額とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(自由席特急券に指定料金券を添付して発売する場合の指定料金)</u> 第126条の2 第57条第11項の規定により、自由席特急券に指定料金券を添付して、指定席特急券として発売する場合の指定料金券は、当該区間の指定席特急料金から自由席特急料金を差し引いた額とする。</p>

現 行	改 正						
<p>(特殊発売する急行券に対する急行料金)</p> <p>第 126 条の <u>3</u> 第 57 条の 5 第 1 項後段の規定により発売する遅延特約の急行券に対する割引率は、5 割とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(特別車両料金)</p> <p>第 130 条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別車両料金(A)</p> <p>イ ロ以外の特別車両料金(A)</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)以外の特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p> <p>(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・<u>金沢</u>間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)</p> <p>a b、c、d、<u>e</u> 及び <u>f</u> 以外の特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p> <p>d プレミアムグリーンに対して適用する特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p> <p><u>e E259 系車両で運転する特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)</u></p> <table border="1" data-bbox="286 1013 499 1190"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>200 キロ</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>メートルまで</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 2,800</td> </tr> </table> <p><u>f</u> E655 系車両で運転する特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p> <p>(ハ) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・<u>金沢</u>間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)</p>	営業キロ	200 キロ	地帯	メートルまで	料金	円 2,800	<p><u>第 126 条の 3 削除</u></p> <p>(特殊発売する急行券に対する急行料金)</p> <p>第 126 条の <u>4</u> 第 57 条の 5 第 1 項後段の規定により発売する遅延特約の急行券に対する割引率は、5 割とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(特別車両料金)</p> <p>第 130 条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別車両料金(A)</p> <p>イ ロ以外の特別車両料金(A)</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)以外の特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p> <p>(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・<u>敦賀</u>間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)</p> <p>a b、c、d <u>及び</u> e 以外の特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p> <p>d プレミアムグリーンに対して適用する特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>e</u> E655 系車両で運転する特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p> <p>(ハ) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・<u>敦賀</u>間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)</p>
営業キロ	200 キロ						
地帯	メートルまで						
料金	円 2,800						

現 行	改 正																				
<p>a b及びc以外の特別車両料金(A) 東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・<u>金沢</u>間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。 (中略)</p> <p>b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A) 東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・<u>金沢</u>間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。 (中略)</p> <p>c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A) 東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・<u>金沢</u>間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。 (中略)</p>	<p>a b及びc以外の特別車両料金(A) 東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・<u>敦賀</u>間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。 (中略)</p> <p>b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A) 東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・<u>敦賀</u>間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。 (中略)</p> <p>c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A) 東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・<u>敦賀</u>間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。 (中略)</p>																				
<p>(2) 特別車両料金(B)</p>	<p>(2) 特別車両料金(B)</p>																				
<p>イ ロ、ハ<u>及び</u>ニ以外の特別車両料金(B)</p>	<p>イ ロ、ハ、<u>ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びリ</u>以外の特別車両料金(B)</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>営業キロ 地帯</th> <th>50キロ メートルまで</th> <th>100キロ メートルまで</th> <th>150キロ メートルまで</th> <th>151キロ メートル以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金</td> <td>円 <u>780</u></td> <td>円 <u>1,000</u></td> <td>円 <u>1,700</u></td> <td>円 1,990</td> </tr> </tbody> </table>	営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	151キロ メートル以上	料金	円 <u>780</u>	円 <u>1,000</u>	円 <u>1,700</u>	円 1,990	<table border="1"> <thead> <tr> <th>営業キロ 地帯</th> <th>50キロ メートルまで</th> <th>100キロ メートルまで</th> <th>150キロ メートルまで</th> <th>151キロ メートル以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金</td> <td>円 <u>1,010</u></td> <td>円 <u>1,260</u></td> <td>円 <u>1,810</u></td> <td>円 1,990</td> </tr> </tbody> </table>	営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	151キロ メートル以上	料金	円 <u>1,010</u>	円 <u>1,260</u>	円 <u>1,810</u>	円 1,990
営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	151キロ メートル以上																	
料金	円 <u>780</u>	円 <u>1,000</u>	円 <u>1,700</u>	円 1,990																	
営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	151キロ メートル以上																	
料金	円 <u>1,010</u>	円 <u>1,260</u>	円 <u>1,810</u>	円 1,990																	
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>																				
<p>ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・宇都宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金 (B) (ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)</p>	<p>ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・宇都宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金 (B) (ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)</p>																				
<p>(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B)</p>	<p>(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B)</p>																				
<p><u>a 特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した</u></p>	<table border="1"> <tr> <td><u>営業キロ</u></td> <td><u>50キロ</u></td> <td><u>100キロ</u></td> <td><u>101キロ</u></td> </tr> </table>	<u>営業キロ</u>	<u>50キロ</u>	<u>100キロ</u>	<u>101キロ</u>																
<u>営業キロ</u>	<u>50キロ</u>	<u>100キロ</u>	<u>101キロ</u>																		

現 行

場 合

次表に定める料金とする。

営業キロ	50 キロ	51 キロ
地帯	メートルまで	メートル以上
料金	円 780	円 1,000

b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合

次表に定める料金とする。

営業キロ	50 キロ	51 キロ
地帯	メートルまで	メートル以上
料金	円 1,040	円 1,260

(ロ) 土曜日、日曜日、祝日法に定める休日、12月29日から同月31日及び1月2日から同月3日(以下この条においてこれらを「ホリデー」という。)に特別車両を設備した列車に乗車する場合(ホリデー以外の日(以下この条において「平日」という。)からホリデーにまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及び平日の翌日のホリデーに乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合を除く。)、ホリデーから平日にまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及びホリデーの翌日の平日に乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合

a 特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した場合

次表に定める料金とする。

営業キロ	50 キロ	51 キロ
地帯	メートルまで	メートル以上

改 正

地帯	メートルまで	メートルまで	メートル以上
料金	円 1,010	円 1,260	円 1,810

(ロ) 東海道本線熱海・沼津間の各駅相互発着となる場合の特別車両料金(B) 750円とする。

現 行

料金	円	円
	580	800

b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合

次表に定める料金とする。

営業キロ	50 キロ	51 キロ
地帯	メートルまで	メートル以上
料金	円	円
	840	1,060

ニ 「ひなび」車両で運転する列車及び東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる、客車を連結して運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)

営業キロ	150 キロ	151 キロ
地帯	メートルまで	メートル以上
料金	円	円
	2,000	3,000

改 正

ニ 「ひなび」車両及び「SATONO」車両で運転する列車並びに東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる、客車を連結して運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)

営業キロ	150 キロ	151 キロ
地帯	メートルまで	メートル以上
料金	円	円
	2,000	3,000

ホ 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	151 キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上
料金	円	円	円	円
	780	1,000	1,700	1,990

ヘ 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	151 キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上
料金	円	円	円	円
	780	1,000	1,700	1,990

ト 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	151 キロ
------	-------	--------	--------	--------

現 行

改 正

地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上
料金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

チ 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	151 キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上
料金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

リ 西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合の特別車両料金(B)

営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	151 キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上
料金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

2 第 58 条第 3 項の規定により発売する特別車両券(A)に適用する特別車両料金(A)は、次の各号に定めるとおりとする。この場合、グランクラスを使用する区間が複数となるときであって、最初のグランクラス使用区間から最後のグランクラス使用区間までの間を通じた区間をグランクラス(第 1 号ニ、第 2 号ニ、第 3 号ニ又は第 4 号ニに規定する場合にあっては、グランクラス(A))の使用区間とみなして計算した額が、グランクラス使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別車両料金(A)とする。

(1) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の新幹線停車駅相互発着となる場合

(中略)

(2) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・金沢間の新幹線停車駅との相互発着となる場合

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの

2 第 58 条第 3 項の規定により発売する特別車両券(A)に適用する特別車両料金(A)は、次の各号に定めるとおりとする。この場合、グランクラスを使用する区間が複数となるときであって、最初のグランクラス使用区間から最後のグランクラス使用区間までの間を通じた区間をグランクラス(第 1 号ニ、第 2 号ニ、第 3 号ニ又は第 4 号ニに規定する場合にあっては、グランクラス(A))の使用区間とみなして計算した額が、グランクラス使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別車両料金(A)とする。

(1) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・敦賀間の新幹線停車駅相互発着となる場合

(中略)

(2) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・敦賀間の新幹線停車駅との相互発着となる場合

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの



現 行	改 正
<p>区間に対する、前項第1号イの(ハ)のa、同(ハ)のb若しくはcの表に定める料金又は次に定める料金とを合計した額とする。</p> <p>イ グランクラス(A)とグランクラス(B)とを乗り継いで乗車する場合 (中略)</p> <p>ホ イ、ロ、ハ及びニの規定にかかわらず、東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・<u>金沢</u>間の乗車区間のいずれか一方に対して前項第1号イの(ハ)のaの表に定める料金を適用する場合の他方の乗車区間に対する額 (中略)</p> <p>5 第58条第7項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 東京・博多間の新幹線停車駅相互間又は博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合 第1項第1号イの規定により計算した額とする。</p> <p>(2) 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合 第1項第1号イの規定により計算した、東京・博多間の乗車区間に対する特別車両料金を博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する特別車両料金を合計した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(大人座席指定料金)</p> <p>第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 第2号から第5号以外の大人座席指定料金 (中略)</p>	<p>区間に対する、前項第1号イの(ハ)のa、同(ハ)のb若しくはcの表に定める料金又は次に定める料金とを合計した額とする。</p> <p>イ グランクラス(A)とグランクラス(B)とを乗り継いで乗車する場合 (中略)</p> <p>ホ イ、ロ、ハ及びニの規定にかかわらず、東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・<u>敦賀</u>間の乗車区間のいずれか一方に対して前項第1号イの(ハ)のaの表に定める料金を適用する場合の他方の乗車区間に対する額 (中略)</p> <p>5 第58条第7項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 東京・博多間の新幹線停車駅相互間又は博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合 第1項第1号イの規定により計算した額とする。</p> <p>(2) 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合 第1項第1号イの規定により計算した、東京・博多間の乗車区間に対する特別車両料金を博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する特別車両料金を合計した額とする。</p> <p><u>6 第58条第11項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、新幹線の特別急行列車の特別車両の乗車区間に対して第1項第1号イの(ロ)のa、b若しくはcの表に定める料金又は第2項の規定により計算した料金と、新幹線以外の特別急行列車の特別車両の乗車区間に対して第1項第1号イの(イ)の表に定める料金を合計した額とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(大人座席指定料金)</p> <p>第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 第2号から第5号以外の大人座席指定料金 (中略)</p>

現 行	改 正
<p>(2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金 イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金 (中略) ハ <u>快速列車</u> エアポート号及び <u>ノロッコ号</u> に対して発売する大人座席指定料金 (中略)</p> <p>(3) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金 イ ロ以外の大人座席指定料金 (中略) ロ 「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両、「B. B. BASE」車両、「びゅうコースター風っこ」車両、「フルーティアふくしま」車両、「POKÉMON with YOU トレイン」車両、「リゾートしらかみ」車両、「越乃 Shu*Kura」車両、「おいこっと」車両、「リゾートビューふるさと」車両 <u>及び</u> 「ひなび」車両により運転する列車並びに客車を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金 (中略)</p>	<p>(2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金 イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金 (中略) ハ エアポート号及び <u>「ノロッコ」車両で運転する列車</u> に対して発売する大人座席指定料金 (中略)</p> <p>(3) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金 イ ロ以外の大人座席指定料金 (中略) ロ 「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両、「B. B. BASE」車両、「びゅうコースター風っこ」車両、「フルーティアふくしま」車両、「POKÉMON with YOU トレイン」車両、「リゾートしらかみ」車両、「越乃 Shu*Kura」車両、「おいこっと」車両、「リゾートビューふるさと」車両、<u>「ひなび」車両及び「SATONO」車両</u>により運転する列車並びに客車を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金 (中略)</p>
<p><u>(乗継座席指定券に対する座席指定料金)</u> 第 139 条の 4 <u>第 61 条の 2 の規定による乗継ぎをする場合の座席指定料金は、第 57 条の 2 第 1 号に規定する○印の 1 個の普通急行列車に対する第 139 条の 2 に規定する大人座席指定料金について、5 割引した額とする。</u> (中略)</p>	<p>第 139 条の 4 <u>削除</u> (中略)</p>
<p>(急行券の効力) 第 172 条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された乗車日、急行列車（未指定特急券にあつては、券面に指定された列車群に含まれる 1 個の特別急行列車）、旅客車、座席及び乗車区間（営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで）に限って乗車することができる。 (中略)</p> <p><u>5 第 57 条の 2 の規定による急行券を所持する旅客は、その急行券を同条第 3 号</u></p>	<p>(急行券の効力) 第 172 条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された乗車日、急行列車（未指定特急券にあつては、券面に指定された列車群に含まれる 1 個の特別急行列車）、旅客車、座席及び乗車区間（営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで）に限って乗車することができる。 (中略)</p> <p><u>(削る)</u></p>

現 行	改 正
<p><u>の規定により証明を受けた乗車券とともに使用する場合に限り、前各項の定めるところにより乗車することができる。</u></p> <p><u>6</u> 第 57 条第 9 項の規定により発売した急行券で、急行列車と普通列車の指定席を連続して乗車する場合は、第 13 条第 2 項第 5 号の規定にかかわらず、当該普通列車の指定席にそのまま乗車することができる。</p> <p><u>7</u> 次の各号に掲げる各駅相互間内にある駅発又は着となる急行券（いずれも併用となるものを含む。）を所持する旅客は、次の各号の末尾に記載した経路をう回して乗車することができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(急行券が無効となる場合)</p> <p>第 174 条 急行券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。</p> <p>(1) 使用資格者を限定して発売した割引の急行券を当該使用資格者以外の者が使用したとき</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>(10) 第 57 条の 2 の規定による急行券を同条第 3 号の規定により証明を受けた乗車券以外の乗車券とともに使用したとき</u></p> <p><u>(11)</u> その他急行券を不正乗車的手段として使用したとき</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特別車両券の効力)</p> <p>第 175 条 指定特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車又は座席に限り、乗車することができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4 第 172 条第 <u>7</u> 項の規定は、特別車両券を所持する旅客がう回して乗車する場合に準用する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(乗車券類の駅名等の表示方)</p> <p>第 187 条 乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。ただ</p>	<p style="text-align: center;">改 正</p> <p><u>5</u> 第 57 条第 9 項の規定により発売した急行券で、急行列車と普通列車の指定席を連続して乗車する場合は、第 13 条第 2 項第 5 号の規定にかかわらず、当該普通列車の指定席にそのまま乗車することができる。</p> <p><u>6</u> 次の各号に掲げる各駅相互間内にある駅発又は着となる急行券（いずれも併用となるものを含む。）を所持する旅客は、次の各号の末尾に記載した経路をう回して乗車することができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(急行券が無効となる場合)</p> <p>第 174 条 急行券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。</p> <p>(1) 使用資格者を限定して発売した割引の急行券を当該使用資格者以外の者が使用したとき</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(10)</u> その他急行券を不正乗車的手段として使用したとき</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特別車両券の効力)</p> <p>第 175 条 指定特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車又は座席に限り、乗車することができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4 第 172 条第 <u>6</u> 項の規定は、特別車両券を所持する旅客がう回して乗車する場合に準用する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(乗車券類の駅名等の表示方)</p> <p>第 187 条 乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。ただ</p>

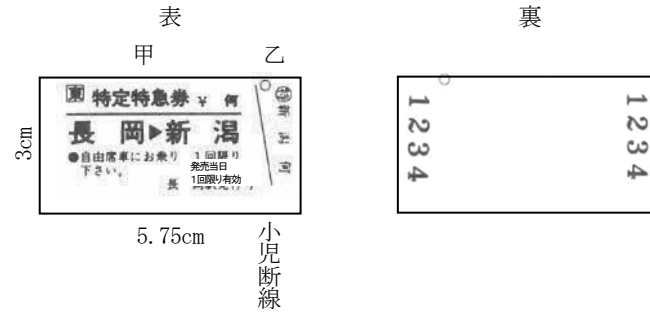
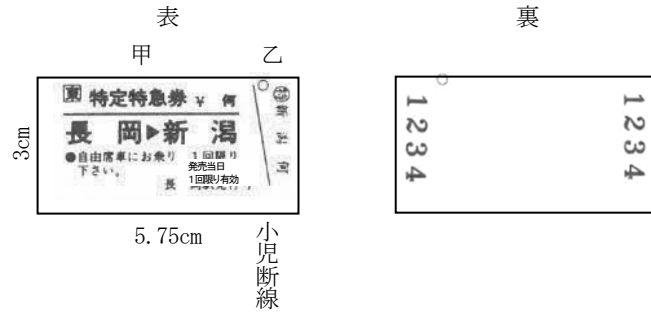
現 行	改 正
<p>し、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(9) 第 57 条の 2 の規定による場合の急行券の標記は「急行券 (乗継)」の例により表示する。</u></p> <p>(10) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定による場合の特別急行券の標記は、「B 自由席特急券」の例により「B」を冠記して表示する。</p> <p>(11) 第 57 条第 1 項第 1 号イの(ニ)の規定による場合の指定席特急券の標記は、「特急券 (座席未指定)」の例により表示する。</p> <p>(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)</p> <p>第 188 条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面 (第 8 号に規定する記号については裏面) にゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第 8 号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。</p> <p>(1) 旅客運賃・料金を割引するもの</p> <p>(中略)</p> <p>(10) <u>第 57 条の 2 又は第 61 条の 2 の規定により証明をする乗車券、急行券及び座席指定券に対するもの</u></p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">乗 継</span></p> <p>(11) 第 57 条の 3 第 7 項の規定により発売する特別急行券に対するもの</p> <p>(中略)</p> <p>(常備急行券の様式)</p> <p>第 211 条 常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 指定席特急券大人小児用</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 特定特急券大人小児用</p>	<p>し、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(9) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定による場合の特別急行券の標記は、「B 自由席特急券」の例により「B」を冠記して表示する。</p> <p>(10) 第 57 条第 1 項第 1 号イの(ニ)の規定による場合の指定席特急券の標記は、「特急券 (座席未指定)」の例により表示する。</p> <p>(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)</p> <p>第 188 条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面 (第 8 号に規定する記号については裏面) にゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第 8 号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。</p> <p>(1) 旅客運賃・料金を割引するもの</p> <p>(中略)</p> <p>(10) <u>削除</u></p> <p>(11) 第 57 条の 3 第 7 項<u>及び第 8 項</u>の規定により発売する特別急行券に対するもの</p> <p>(中略)</p> <p>(常備急行券の様式)</p> <p>第 211 条 常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 指定席特急券大人小児用</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 特定特急券大人小児用</p>

現 行

改 正

イ 一般用

イ 一般用



- 備考 (1) 必要に応じ、乗車駅名、下車駅名又は列車名を記入式とする。  
 (2) 必要に応じ、「自由席車にお乗りください。」を「サンダーバー  
ド号又はしらさぎ号の自由席車に」の例により乗車する列車名  
 を表示することがある。

- 備考 (1) 必要に応じ、乗車駅名、下車駅名又は列車名を記入式とする。  
 (2) 必要に応じ、「自由席車にお乗りください。」を「何号の自由席  
 車に」の例により乗車する列車名を表示することがある。

(中略)

(中略)

(指定券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等)

(指定券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等)

第 244 条 指定券を所持する旅客が乗車変更をする場合は、同一の列車(列車を  
 変更する場合は、変更しようとする列車)の変更しようとする座席又は寝台に相当  
 の余裕がある場合に限って取り扱う。

第 244 条 指定券を所持する旅客が乗車変更をする場合は、同一の列車(列車を  
 変更する場合は、変更しようとする列車)の変更しようとする座席又は寝台に相当  
 の余裕がある場合に限って取り扱う。

2 第 57 条の 2、第 61 条の 2 及び第 64 条の規定によって証明をした乗車券類を  
 所持する旅客がこれらの一部の乗車券類について乗車変更の取扱いを請求する  
 場合は、証明をした乗車券類の全部を呈示し、当該乗車券類以外の乗車券類につ  
 いても必要な乗車変更又は払いもどし等の取扱いを同時に請求しなければなら  
 ない。

2 第 64 条の規定によって証明をした乗車券類を所持する旅客がこれらの一部の  
 乗車券類について乗車変更の取扱いを請求する場合は、証明をした乗車券類の全  
 部を呈示し、当該乗車券類以外の乗車券類についても必要な乗車変更又は払いも  
 どし等の取扱いを同時に請求しなければならない。

(中略)

(中略)

(特別急行列車の個室に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特殊  
 取扱)

(特別急行列車の個室等に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特  
 殊取扱)

第 244 条の 2 新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に有効な乗車券類  
 を所持する旅客から、乗車変更の申出があった場合は、当該個室に乗車する旅客

第 244 条の 2 新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に有効な乗車券類  
 を所持する旅客から、乗車変更の申出があった場合は、当該個室に乗車する旅客

現 行	改 正
<p>の全員が個室乗車区間について同一の乗車変更を申し出た場合に限って取り扱う。</p>	<p>の全員が個室乗車区間について同一の乗車変更を申し出た場合に限って取り扱う。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>4 前各号の取扱いは、第 57 条第 1 項第 1 号イ (ハ) 及び第 58 条第 9 項に規定する個室に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の取扱いに準用する。</p>	<p>4 前各号の取扱いは、第 57 条第 1 項第 1 号イ (ハ) 及び第 58 条第 9 項に規定する個室に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の取扱いに準用する。</p>
<p>(中略)</p>	<p><u>5 第 1 項から第 3 項までの取扱いは、第 57 条第 1 項第 1 号イの(ホ)の規定により区画単位で発売する座席に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の取扱いについて準用する。</u></p>
<p>(乗車券類変更)</p>	<p>(中略)</p>
<p>第 248 条 普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取り扱うことができる。</p>	<p>第 248 条 普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取り扱うことができる。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、未指定特急券から未指定特急券以外の指定席特急券への乗車券類変更は、当該未指定特急券に指定された列車群に含まれる 1 個の特別急行列車を指定する場合であって、かつ、未指定特急券の乗車日及び有効区間と変更後の指定席特急券の乗車日及び乗車区間が同一である場合に限り、乗車券類変更の回数に含まない。ただし、未指定特急券以外の指定券から未指定特急券への変更を請求することができない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、未指定特急券から未指定特急券以外の指定席特急券への乗車券類変更は、当該未指定特急券に指定された列車群に含まれる 1 個の特別急行列車 <u>又は当該未指定特急券に指定された別表第 1 号の 2 に定める列車群と同一の項に掲げる列車群のうち 1 個の特別急行列車</u> を指定する場合であって、かつ、未指定特急券の乗車日及び有効区間と変更後の指定席特急券の乗車日及び乗車区間が同一である場合に限り、乗車券類変更の回数に含まない。ただし、未指定特急券以外の指定券から未指定特急券への変更を請求することができない。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)</p>	<p>(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)</p>
<p>第 271 条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入鉄前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開</p>	<p>第 271 条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入鉄前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開</p>

現 行	改 正
<p>始日前を含む。)であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。</p> <p>2 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が往復又は連続乗車を発売条件として発売した割引乗車券であって往片等その一部を使用している場合の払いもどし額は、同項の規定にかかわらず、既に収受した往復旅客運賃又は連続旅客運賃から既に使用した往片等の券片区間に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、第57条の2又は第61条の2の規定により発売した急行券又は座席指定券とともに使用する普通乗車券については、同条の規定によって証明をした急行券を同時に提出し、かつ、これらの急行料金又は座席指定料金とともに払いもどしの請求をしなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、第64条の規定によって証明をした普通乗車券については、同条の規定によって証明をした指定券を同時に提出し、かつ、指定された列車が乗車駅を出発する時刻まで(未指定特急券にあつては、その券面に表示された乗車日まで)のものにあつては、これらの料金の払いもどしをともに請求しなければならない。</u> (使用開始前の定期旅客運賃、普通回数旅客運賃、急行料金及び特別車両料金の払いもどし)</p> <p>第272条 前条第1項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券並びに使用開始前の普通回数乗車券、指定急行券以外の急行券(団体乗車券又は貸切乗車券によって発売したものを除く。)及び自由席特別車両券(団体乗車券又は貸切乗車券によって発売したものを除く。)について準用する。</p> <p>2 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合、定期乗車券の利用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期乗車券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがある。</p> <p><u>3 第57条の2の規定により発売した急行券(指定席特急券及び立席特急券を除</u></p>	<p>始日前を含む。)であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。</p> <p>2 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が往復又は連続乗車を発売条件として発売した割引乗車券であって往片等その一部を使用している場合の払いもどし額は、同項の規定にかかわらず、既に収受した往復旅客運賃又は連続旅客運賃から既に使用した往片等の券片区間に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、第64条の規定によって証明をした普通乗車券については、同条の規定によって証明をした指定券を同時に提出し、かつ、指定された列車が乗車駅を出発する時刻まで(未指定特急券にあつては、その券面に表示された乗車日まで)のものにあつては、これらの料金の払いもどしをともに請求しなければならない。</u> (使用開始前の定期旅客運賃、普通回数旅客運賃、急行料金及び特別車両料金の払いもどし)</p> <p>第272条 前条第1項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券並びに使用開始前の普通回数乗車券、指定急行券以外の急行券(団体乗車券又は貸切乗車券によって発売したものを除く。)及び自由席特別車両券(団体乗車券又は貸切乗車券によって発売したものを除く。)について準用する。</p> <p>2 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合、定期乗車券の利用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期乗車券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがある。</p> <p><u>(削る)</u></p>

現 行	改 正
<p><u>く。)について第1項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の急行券を同時に呈示し、当該急行券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、割引をした乗継用の急行券をすでに使用しているときの払いもどし額は、前項の規定にかかわらず、払いもどしをする急行券のすでに収受している急行料金から割引をした乗継用の急行券に対する割引額と原急行券1枚につき手数料220円とを差し引いた残額とする。</u></p> <p><b>4</b> 第63条第2項の規定によって発売した普通急行券について第1項の払いもどしをする場合は、同時に発売した特別車両券、寝台券又は座席指定券とともに請求するときに限って、この取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、特別車両料金、寝台料金又は座席指定料金について第1項又は次条第1項の規定により収受し、普通急行料金については、これを収受しない。</p> <p>(指定券に対する料金の払いもどし)</p> <p>第273条 旅客は、指定券(未指定特急券及び団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。)が不要となった場合は、その指定を受けた列車(2個以上の列車について指定を受けている場合及び第57条の3第4項の規定により発売した指定券である場合は、先に乗車することが予定されていた列車)がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額(10円未満のは数は切り捨てる。)を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p> <p>(1) 立席特急券又は特定特急券(乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。)以外の指定券(新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であつて、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。)</p>	<p>改正</p> <p><b>3</b> 第63条第2項の規定によって発売した普通急行券について第1項の払いもどしをする場合は、同時に発売した特別車両券、寝台券又は座席指定券とともに請求するときに限って、この取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、特別車両料金、寝台料金又は座席指定料金について第1項又は次条第1項の規定により収受し、普通急行料金については、これを収受しない。</p> <p>(指定券に対する料金の払いもどし)</p> <p>第273条 旅客は、指定券(未指定特急券及び団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。)が不要となった場合は、その指定を受けた列車(2個以上の列車について指定を受けている場合及び第57条の3第4項の規定により発売した指定券である場合は、先に乗車することが予定されていた列車)がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額(10円未満のは数は切り捨てる。)を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p> <p>(1) 立席特急券又は特定特急券(乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。)以外の指定券(新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であつて、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。)</p>



現 行	改 正
<p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、340円（第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、1葉につき340円）。</p> <p>ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額（第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、料金合計額（特別車両の個室にあつては特別車両料金合計額）の3割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発売した特別急行券にあつては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の3割に相当する額とする。）。ただし、340円に満たない場合は、340円とする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>2 旅客は、未指定特急券が不要となった場合は、その券面に表示された乗車日までに駅に差し出したときに限って、1枚につき340円の手数料を支払い、当該未指定特急券に対する特別急行料金の払いもどしを請求することができる。</p> <p><u>3 第57条の2の規定により発売した指定席特急券及び立席特急券又は第61条の2の規定により発売した座席指定券について第1項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の急行券を同時に呈示し、当該急行券又は座席指定券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、割引をした乗継用の急行券又は座席指定券を既に使用しているときの払いもどし額は、第1項の規定にかかわらず、当該指定席特急券若しくは立席特急券又は座席指定券の既に収受している料金から割引をした乗継用の急行券又は座席指定券に対する割引額と第1項の手数料とを差し引いた残額とする。</u></p> <p><u>4 第57条の3第4項の規定により発売した指定席特急券及び立席特急券について第1項の払いもどしをする場合は、同時に発売した新幹線の区間及び新幹線以外の区間に対する特別急行券についてともに請求するときに限って、この取扱い</u></p>	<p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、340円（第57条第1項第1号イの(イ)ただし書、<u>同条同項同号イの(ホ)</u>及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、1葉につき340円）。</p> <p>ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額（第57条第1項第1号イの(イ)ただし書、<u>同条同項同号イの(ホ)</u>及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、料金合計額（特別車両の個室にあつては特別車両料金合計額）の3割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発売した特別急行券にあつては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の3割に相当する額とする。）。ただし、340円に満たない場合は、340円とする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>2 旅客は、未指定特急券が不要となった場合は、その券面に表示された乗車日までに駅に差し出したときに限って、1枚につき340円の手数料を支払い、当該未指定特急券に対する特別急行料金の払いもどしを請求することができる。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>3 第57条の3第4項の規定により発売した指定席特急券及び立席特急券について第1項の払いもどしをする場合は、同時に発売した新幹線の区間及び新幹線以外の区間に対する特別急行券についてともに請求するときに限って、この取扱い</u></p>

現 行	改 正
<p>をする。</p> <p><u>5</u> 第 63 条第 1 項の規定により発売した指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券について第 1 項の払いもどしをする場合は、同時に発売した指定席特急券とともに請求するときに限って、この取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、特別車両料金(A)、寝台料金又はコンパートメント料金については第 1 項の規定により収受し、指定席特急料金についてはこれを収受しない。</p> <p><u>6</u> 前項の規定は、第 58 条第 6 項の規定により新幹線の区間と新幹線以外の区間を通じた全区間に対して 1 枚で発売した特別車両券(A)及び同時に発売した指定席特急券に準用する。</p> <p>7 第 64 条の規定によって証明をした指定券について第 1 項の払いもどしを請求する旅客は、同条の規定によって証明をした乗車券及び急行券を同時に呈示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(有効期間の延長及び旅客運賃・料金の払いもどしの特例)</p> <p>第 280 条 発行当日限り有効の乗車券、指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれた場合は、直ちに当該乗車券、急行券又は自由席特別車両券を係員に呈示して有効期間の延長又は旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長又は手数料 220 円を収受して旅客運賃・料金の払いもどしの取扱いをする。</p> <p><u>2 前項の規定により自由席特別車両券(B)の有効期間を延長する場合は、原券に適用された特別車両料金と実際の乗車日に適用される特別車両料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(急行列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)</p>	<p>をする。</p> <p><u>4</u> 第 63 条第 1 項の規定により発売した指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券について第 1 項の払いもどしをする場合は、同時に発売した指定席特急券とともに請求するときに限って、この取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、特別車両料金(A)、寝台料金又はコンパートメント料金については第 1 項の規定により収受し、指定席特急料金についてはこれを収受しない。</p> <p><u>5</u> 前項の規定は、第 58 条第 6 項の規定により新幹線の区間と新幹線以外の区間を通じた全区間に対して 1 枚で発売した特別車両券(A)及び同時に発売した指定席特急券に準用する。</p> <p><u>6 第 4 項の規定は、第 58 条第 11 項の規定により新幹線と新幹線以外の線区とを通じて 1 枚で発売した特別車両券(A)及び同時に発売した指定席特急券に準用する。</u></p> <p>7 第 64 条の規定によって証明をした指定券について第 1 項の払いもどしを請求する旅客は、同条の規定によって証明をした乗車券及び急行券を同時に呈示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(有効期間の延長及び旅客運賃・料金の払いもどしの特例)</p> <p>第 280 条 発行当日限り有効の乗車券、指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれた場合は、直ちに当該乗車券、急行券又は自由席特別車両券を係員に呈示して有効期間の延長又は旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長又は手数料 220 円を収受して旅客運賃・料金の払いもどしの取扱いをする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(急行列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)</p>

現 行	改 正																
<p>第 289 条 急行券を所持する旅客が急行列車に乗車した場合で、次の各号の 1 に該当する事由が発生したときは、第 282 条の規定によるほか、同一方向の他の急行列車により、前途の旅行の継続を請求することができる。ただし、東海道本線、山陽本線又は鹿児島本線を経由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第 1 号の事由によりのぞみ号等によって旅行を継続する場合（ただし、当社が特に認めた場合を除く。）、東北本線を経由する特別急行券を所持する旅客が、第 1 号の事由によりはやぶさ号等によって旅行を継続する場合（ただし、当社が特に認めた場合を除く。）、東海道本線、山陽本線若しくは鹿児島本線、長崎本線（現川経由）、東北本線又は高崎線、上越線若しくは信越本線宮内・新潟間を経由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第 2 号及び第 3 号の事由により新幹線を経由する特別急行列車によって旅行を継続する場合又は特別急行券以外の急行券を所持する旅客が、特別急行券を必要とする急行列車によって旅行を継続する場合は、この請求をすることはできない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 急行券を所持する旅客は、第 282 条の規定によるほか、第 1 号から第 3 号までの 1 に該当するときは、その急行料金の全額の、第 4 号に該当するときはその急行料金の半額（10 円未満のは数を切り上げて 10 円単位とした額）の払いもどしを請求することができる。この場合、第 57 条第 2 項、第 6 項及び第 8 項の規定を適用して発売した急行券については、当該急行券のうちの 1 個列車が該当する場合であっても、全区間に対して払いもどしの請求をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>別表第 1 号の 2 列車群</p> <table border="1" data-bbox="174 1228 1012 1404"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>号</th> <th>群名</th> <th>特別急行列車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(1)</td> <td>ひたち・ときわ</td> <td>イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車</td> </tr> </tbody> </table>	項	号	群名	特別急行列車	1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車	<p>第 289 条 急行券を所持する旅客が急行列車に乗車した場合で、次の各号の 1 に該当する事由が発生したときは、第 282 条の規定によるほか、同一方向の他の急行列車により、前途の旅行の継続を請求することができる。ただし、東海道本線、山陽本線又は鹿児島本線を経由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第 1 号の事由によりのぞみ号等によって旅行を継続する場合（ただし、当社が特に認めた場合を除く。）、東北本線を経由する特別急行券を所持する旅客が、第 1 号の事由によりはやぶさ号等によって旅行を継続する場合（ただし、当社が特に認めた場合を除く。）、東海道本線、山陽本線若しくは鹿児島本線、長崎本線（現川経由）、東北本線又は高崎線、上越線若しくは信越本線宮内・新潟間を経由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第 2 号及び第 3 号の事由により新幹線を経由する特別急行列車によって旅行を継続する場合又は特別急行券以外の急行券を所持する旅客が、特別急行券を必要とする急行列車によって旅行を継続する場合は、この請求をすることはできない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 急行券を所持する旅客は、第 282 条の規定によるほか、第 1 号から第 3 号までの 1 に該当するときは、その急行料金の全額の、第 4 号に該当するときはその急行料金の半額（10 円未満のは数を切り上げて 10 円単位とした額）の払いもどしを請求することができる。この場合、第 57 条第 2 項、第 6 項及び第 8 項 <b>並びに第 57 条の 3 第 8 項</b>の規定を適用して発売した急行券については、当該急行券のうちの 1 個列車が該当する場合であっても、全区間に対して払いもどしの請求をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>別表第 1 号の 2 列車群</p> <table border="1" data-bbox="1169 1228 2087 1404"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>号</th> <th>群名</th> <th>特別急行列車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(1)</td> <td>ひたち・ときわ</td> <td>イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車</td> </tr> </tbody> </table>	項	号	群名	特別急行列車	1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車
項	号	群名	特別急行列車														
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車														
項	号	群名	特別急行列車														
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車														

現 行				改 正			
	(2)	あかぎ	イ あかぎ号 ロ 別に定める列車		(2)	あかぎ	イ あかぎ号 ロ 別に定める列車
	(3)	あずさ・かいじ・ はちおうじ・おう め・富士回遊	イ あずさ号 ロ かいじ号 ハ はちおうじ号 ニ おうめ号 ホ 富士回遊号 へ 別に定める列車		(3)	あずさ・かいじ・はちお うじ・おうめ・富士回遊	イ あずさ号 ロ かいじ号 ハ はちおうじ号 ニ おうめ号 ホ 富士回遊号 へ 別に定める列車
	(4)	踊り子・湘南	イ 踊り子号 ロ 湘南号 ハ 別に定める列車		(4)	踊り子・湘南	イ 踊り子号 ロ 湘南号 ハ 別に定める列車
	2	—	イ 成田エクスプレス号 ロ 別に定める列車				<u>イ 成田エクスプレス号</u> <u>(ただし、空港第2ビル駅又</u> <u>は成田空港駅を発又は着とな</u> <u>る区間を乗車する場合を除</u> <u>く。)</u> <u>ロ しおさい号</u> <u>ハ わかしお号</u> <u>ニ さざなみ号</u> <u>ホ 別に定める列車</u>
				2	—	成田エクスプレス	イ 成田エクスプレス号 <u>(空港第2ビル駅又は成田空</u> <u>港駅を発又は着となる区間を</u> <u>乗車する場合に限る。)</u> ロ 別に定める列車
				<u>3</u>	<u>(1)</u>	<u>北斗・すずらん</u>	<u>イ 北斗号</u> <u>ロ すずらん号</u> <u>ハ 別に定める列車</u>

現 行

(中略)

別表第1号の6

グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間

列車名	運転区間(左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。)	
はやぶさ号	東京	盛岡
		新青森
		新函館北斗
かがやき号	東京	金沢

(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス(A)を設備した特別急行列車として運転する。

別表第1号の7

九州旅客鉄道会社線を運転する特別急行列車の列車名

列車名	ゆふいんの森、あそぼーい!、ふたつ星 4047、かわせみ やませみ、A列車で行こう、指宿のたまたま箱、海幸山幸、 <u>いさぶろう・しんぺい</u>
-----	--

(中略)

別表第2号ム

(略)

(中略)

別表第2号オ

改 正

(2)

おおぞら・とかち

イ おおぞら号

ロ とかち号

ハ 別に定める列車

(中略)

別表第1号の6

グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間

列車名	運転区間(左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。)	
はやぶさ号	東京	盛岡
		新青森
		新函館北斗
かがやき号	東京	金沢 <u>敦賀</u>

(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス(A)を設備した特別急行列車として運転する。

別表第1号の7

九州旅客鉄道会社線を運転する特別急行列車の列車名

列車名	ゆふいんの森、あそぼーい!、ふたつ星 4047、かわせみ やませみ、A列車で行こう、指宿のたまたま箱、海幸山幸
-----	---

(中略)

別表第2号ム

(別添参照)

(中略)

別表第2号オ

現 行	改 正								
(以下略)	(中略)								
<u>別表第2号ク</u> <u>指定席特急料金</u>									
(円)									
	富 山	新高岡	金 沢	小 松	加賀温 泉	芦原温 泉	福 井	越前た け ぶ	
近江今 津	3,780	3,780	3,580	2,890	2,890	2,890	2,890	2,000	
長 浜	3,780	3,780	3,580	2,890	2,890	2,890	2,890	2,000	
米 原	3,780	3,780	3,580	2,890	2,890	2,890	2,890	2,000	
堅 田	3,980	3,980	3,980	3,290	3,290	3,290	3,290	2,400	
京 都	3,980	3,980	3,980	3,290	3,290	3,290	3,290	2,400	
高 槻	4,570	4,570	4,570	3,880	3,880	3,880	3,880	2,990	
新大阪	4,570	4,570	4,570	3,880	3,880	3,880	3,880	2,990	
大 阪	4,570	4,570	4,570	3,880	3,880	3,880	3,880	2,990	
大 垣	3,980	3,980	3,980	3,290	3,290	3,290	3,290	2,400	
岐 阜	3,980	3,980	3,980	3,290	3,290	3,290	3,290	2,400	
尾張一 宮	4,570	4,570	4,570	3,880	3,880	3,880	3,880	2,990	
名古屋	4,570	4,570	4,570	3,880	3,880	3,880	3,880	2,990	
(以下略)									

附則

この通達は、令和6年3月16日乗車となるものから施行する。ただし、第130条第1項第2号イ及びハ、並びに第280条に係る改正は令和6年3月16日から施行する。  
なお、第57条の2第1項第1号の現行規定は、○印の急行列車が令和6年3月16日乗車となる場合これを適用しない。

